

消費税法改正に伴う対応のご案内

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
この度、消費税法が改正され 令和元年 10 月 1 日より消費税が 8% から 10% に引き上げられることとなりました。
つきましては、弊社における消費税率の取り扱いを下記の通りご案内申し上げます。
何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

令和元年 8 月
RIZAP 株式会社

記

<レッスンについて>

令和元年 9 月 30 日以前ご契約のレッスンを、令和元年 10 月 1 日以降にご利用の場合
→ご契約のレッスン回数を通常通りご利用いただけます。(増税分を弊社負担)
尚、令和元年 10 月 1 日以降にご契約(再契約)の場合は新税率の 10% が適用となります。

<商品について>

令和元年 10 月 1 日以降にご購入の商品より新税率の 10% が適用となります。
尚、プロテイン、サプリメント等の飲食料品関連は、軽減税率が適用されます。

<月定額契約について>

令和元年 10 月分(令和元年 9 月 27 日引き落とし)より新税率の 10% が適用となります。
※令和元年 10 月 1 日より施行されます、新消費税率に関しまして、詳しくは下記 QR コードより、国税庁ホームページをご確認いただきますようお願い申し上げます。



以上